

桑名市源十郎新田事案技術検討専門委員会

説明資料

令和5年2月28日

三 重 県

2 桑名市源十郎新田事案の行政代執行終了について

令和5年3月30日
三重県 環境生活部 廃棄物対策局

1. 位置図



2. 油の拡散範囲



3. 対策工平面図



4. 対策 (鋼矢板)



5. 対策 (油回収)



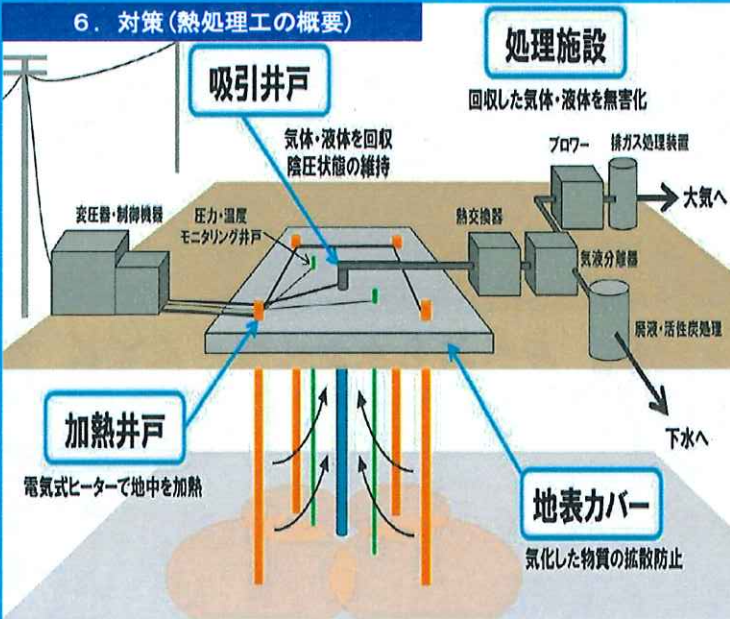
5. ドラム缶撤去



5. ドラム缶保管・処理



6. 対策 (熱処理の概要)



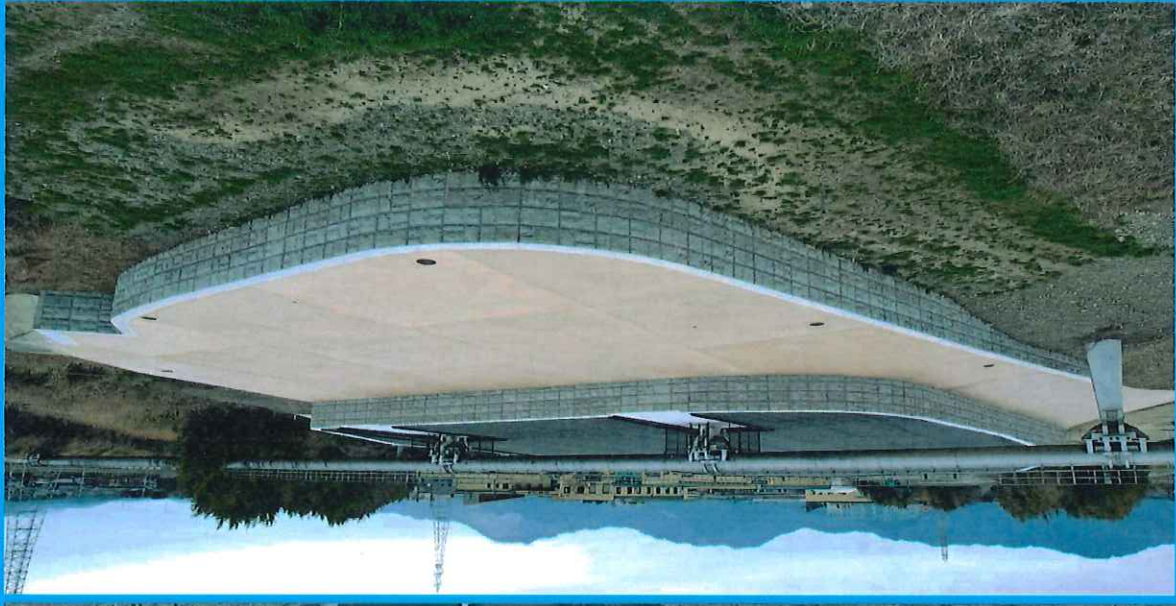
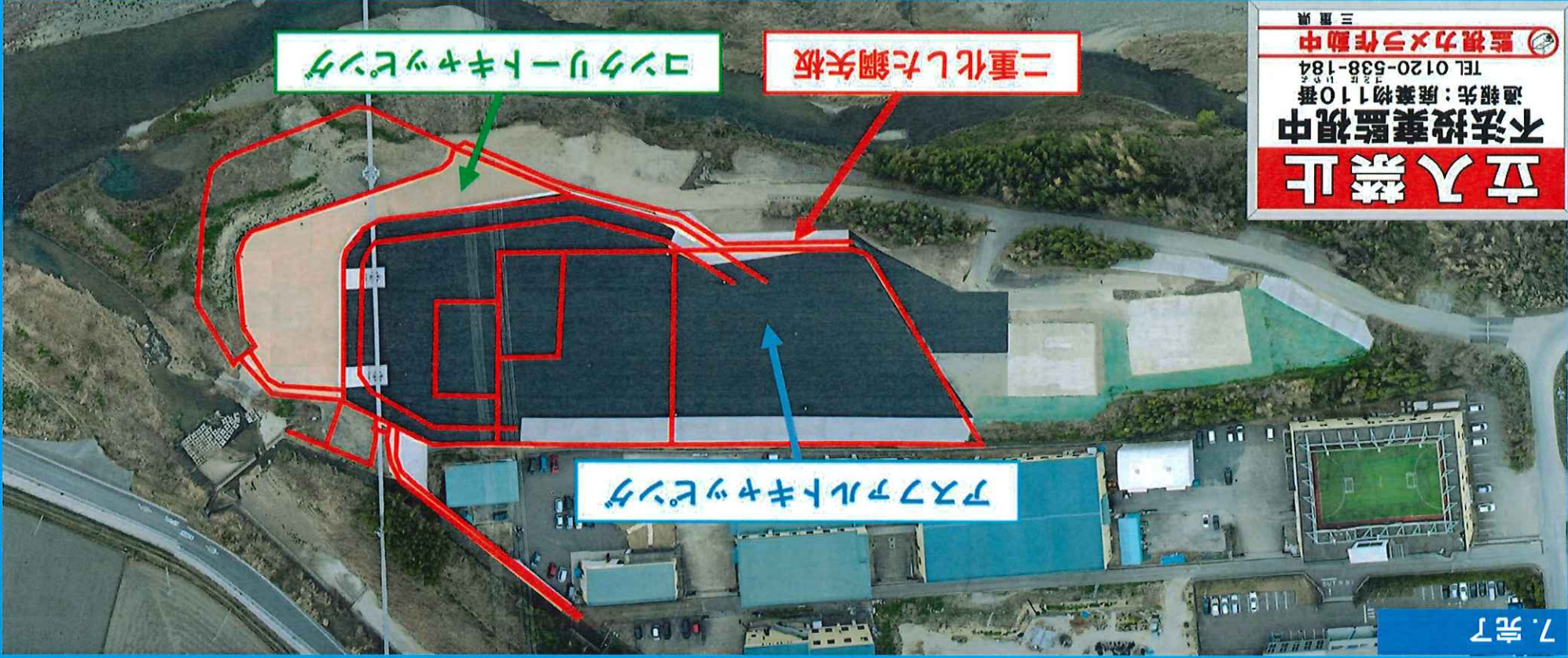
6. 熱処理施設

6. 熱処理状況



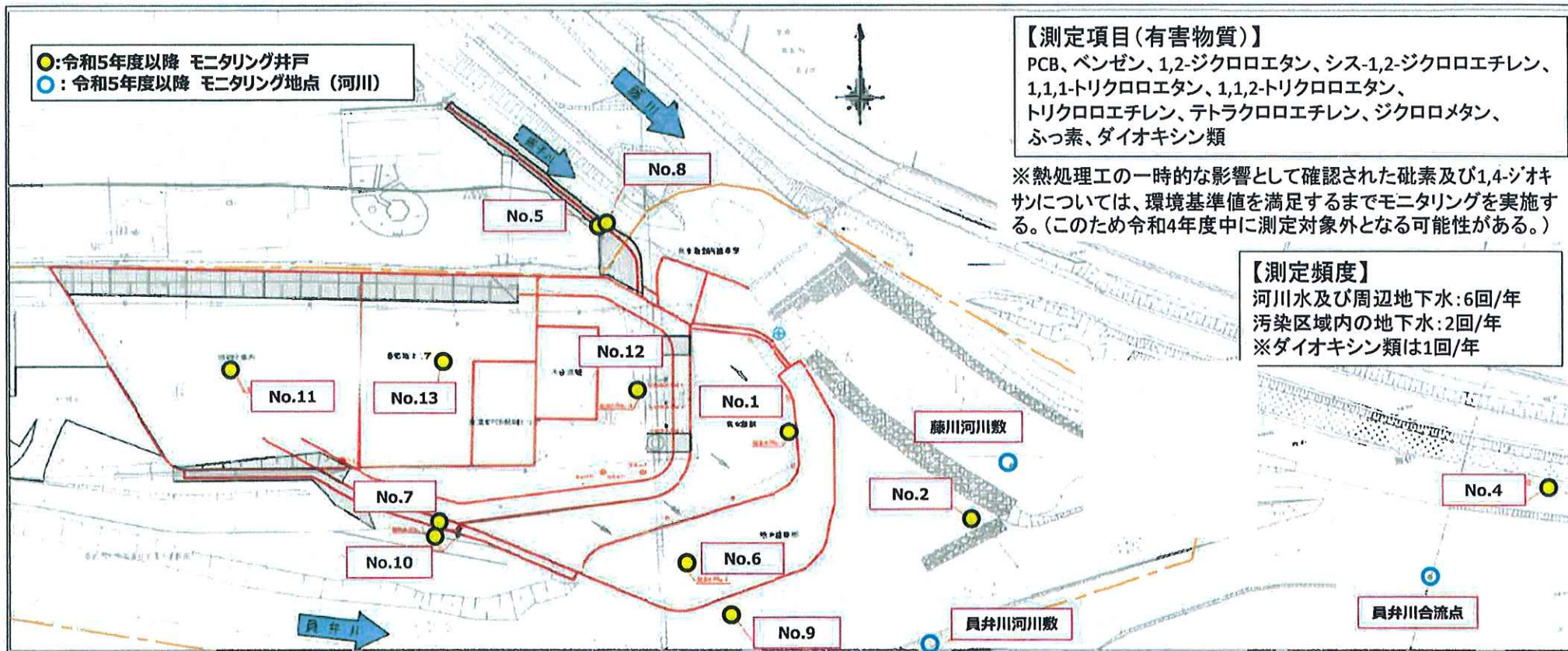
2 桑名市源十郎新田事業の行政代執行終了について

7.完了



3-1 水質モニタリング

令和5年度以降は、令和4年度に設置したモニタリング井戸13地点(No.1～13)及び河川3地点の計16地点において、水質モニタリングを実施する。(水質モニタリング井戸を3箇所増やして16地点にて水質モニタリングを実施)
なお、モニタリングの地点、項目及び頻度については、今後の測定結果に基づき必要に応じ見直しを実施する。



3-3 事案地の監視及び管理

令和5年度以降、県(廃棄物対策局)は以下の4項目を実施する。

➤ 不法投棄の監視

県(廃棄物対策局)は、不法投棄が生じていないか、**監視パトロールを実施**する。毎年、外部委託で実施している監視パトロール業務に本事案を位置付け、監視漏れを防止する。また、事案地の**出入口には監視カメラを設置**し、不法侵入を監視する。

➤ 土地所有者への指導・助言

土地の改変や不法投棄の防止について、河川区域内の民有地の**土地所有者に指導・助言を行う**。

➤ 関係法令に基づく規制

油が拡散した範囲は、**廃棄物処理法に基づく指定区域に指定**される。土地の形質変更を行おうとする場合は、**県(廃棄物対策局)の審査を受けることにより生活環境保全上の支障等を未然防止**する。

河川区域は、**河川法が適用される**。このため、今後、土地の占用や工作物の新設等を行おうとする場合は、**河川管理者(県)の審査を受けることとなる**。

➤ 関係機関への情報提供

県(廃棄物対策局)は、**河川管理者(県)及び水道管理者(桑名市)に水質モニタリング及び工作物の点検結果等を提供し情報共有を図る**。

◆本日(令和5年2月28日)

第13回桑名市源十郎新田事業技術検討専門委員会による評価

◆令和5年3月頃

委員会の各委員に令和5年3月時点のデータ等を報告
生活環境保全上の支障等の除去完了の旨を報告

◆令和5年度以降

水質モニタリング及び工作物の点検結果等に関する学識経験者への報告及び
ヒアリングの実施

(※学識経験者:九州大学島岡教授、京都大学勝見教授、和歌山大学江種教授)